

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められることから、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとします。

第1節 人命確保優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

第2節 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

第3節 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達するものとします。

第4節 関係機関等との連携

1 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

2 区民、事業所等

区民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立します。

第5節 区民の相互協力

区民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施するものとします。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 区災害対策本部等の設置

1 神奈川区災害対策本部の設置

神奈川区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。））は、次の場合、速やかに神奈川区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。））に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害対策を実施し、被害を最小限に止めます。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。

2 神奈川区災害対策警戒本部の設置

次の場合、区長は、神奈川区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波注意報が発表されたとき。（警戒本部の構成区：鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区の沿岸6区及び南区、保土ヶ谷区の関係2区）

3 神奈川区警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき、区長は警戒体制（以下区警戒体制という。）をとります。

4 区本部等の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合を想定して、代替施設を指定します。

神奈川図書館（立町20-1）	区庁舎が被災し、使用できない場合に区本部を設置
神奈川地区センター（神奈川本町8-1）	
白幡地区センター（白幡上町44-1）	

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「警戒宣言」「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局神奈川事務所長、神奈川土木事務所長、神奈川消防署長及び水道局鶴見水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
神奈川土木事務所地区隊	神奈川土木事務所長
資源循環局神奈川事務所地区隊	資源循環局神奈川事務所長
水道局鶴見水道事務所地区隊	水道局鶴見水道事務所長

イ 消防地区本部長は神奈川消防署長をもって充てます。

2 職務権限

(1) 区本部長（区長）

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令

ウ 各地区隊長（神奈川土木事務所長、資源循環局神奈川事務所長、水道局鶴見水道事務所長）及び消防地区本部長（神奈川消防署長）への指示又は要請

エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び神奈川消防地区本部長

ア 所管する災害応急対策を実施

イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、神奈川消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）

ア 区本部長の補佐

イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

(5) 班員（係長及び職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

3 区本部等と神奈川消防地区本部の連携

夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、消防地区本部は次のことを実施し、区本部と連携します。

(1) 初期情報の提供

神奈川消防地区本部から区本部庶務班長又は即応班（区責任職で構成する輪番体制）等に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（神奈川土木事務所地区隊等）から収集した情報を神奈川消防地区本部で取りまとめます。

(3) 区民への情報提供

広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

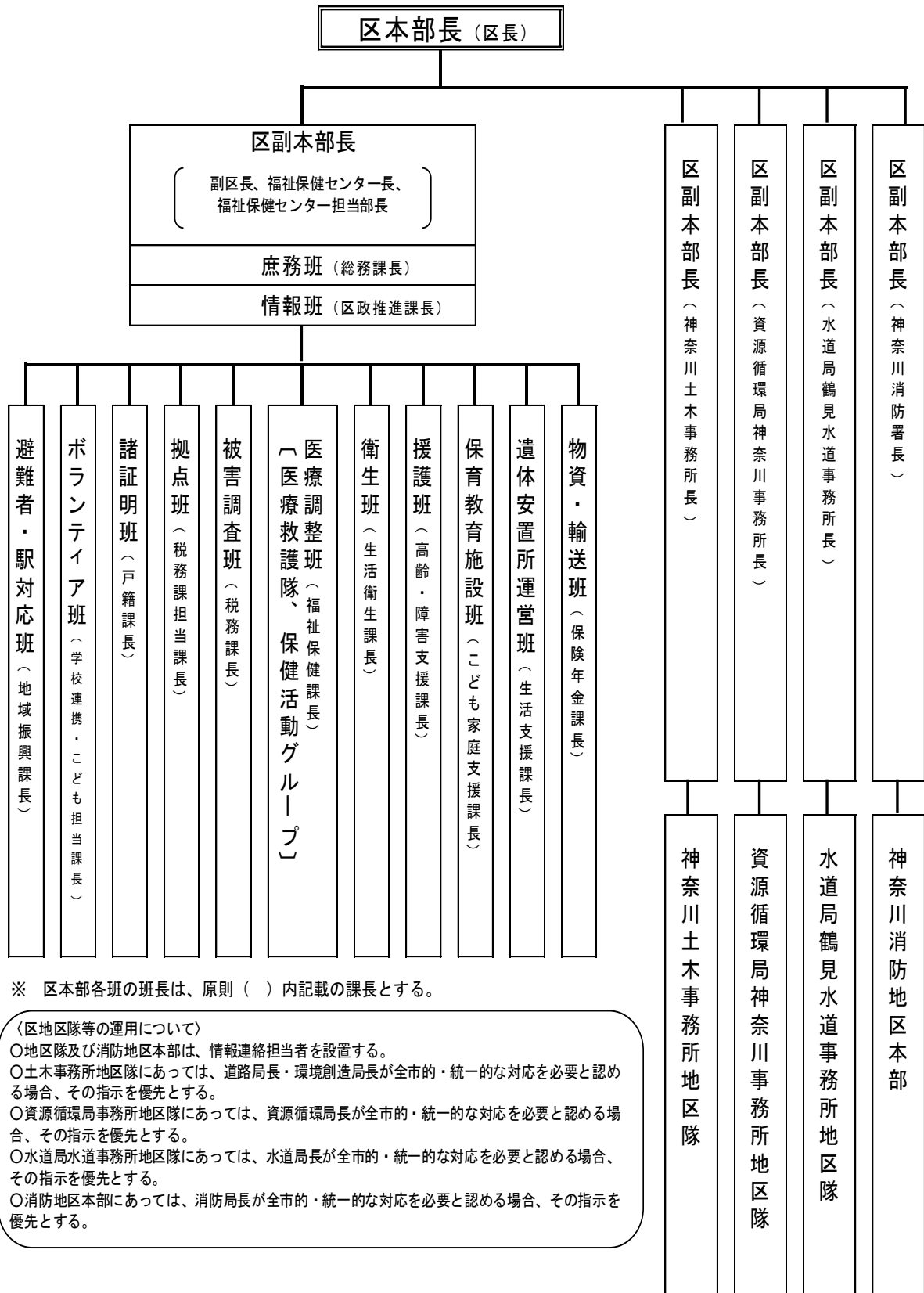
4 班体制及び事務分掌

(1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

(2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。

(3) 区本部は、次のとおり構成されます。

区災害対策本部組織図



班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難指示等に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 区本部職員の動員に関する事。 15 区本部職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 他の班の所管に属さない事。 21 その他特命事項に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～22 同左 23 区本部の予算経理に関する事。 24 区災害応急対策計画の策定に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1～24 同左 25 区災害復旧計画の策定に関する事。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。 3 応急対策活動の集約に関する事。 4 災害関連情報の広報活動に関する事。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関する事。 6 通信機器等の保全に関する事。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 9 指定管理施設の被害状況に関する事。 	同左	同左
避難者・ 駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関する事。 10 その他必要な事項に関する事。 	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 区災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する こと。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に 関すること。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。	同左	同左
諸証明班	1 死亡届の受理及び火・埋葬許可に関すること。	1 同左 2 倒壊建物等の被災者台帳の作成に関する こと。 3 倒壊建物等の罹災証明書の発行準備及び 広報に関すること。	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明書の発行に 関すること。
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する こと。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況 (死者、負傷者等)並びに運営支援、 情報収集及び避難者ニーズ対応に 関すること。 3 運営委員会との連絡調整に関する こと。 4 避難者の対応に関する こと。 5 地域住民への情報提供・広聴に 関すること。 6 任意に開設された避難所の把握に 関すること。	1～6 同左 7 避難者の生活相談に 関すること。	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に 関すること。 2 応急危険度判定調査の支援に 関すること。	1～2 同左 3 建物等の被害認定調査の準備 及び広報に関する こと。 4 建物等の被害認定調査の 実施に関する こと。 5 被害認定調査表の作成に 関すること。	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申 請の受付に 関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関する事。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関する事。 4 医療救護隊の編成及び診療に関する事。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関する事。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関する事。 7 患者搬送に係る連絡調整に関する事。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関する事。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関する事。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関する事。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関する事。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関する事。 3 生活衛生に関する事。 4 動物の保護収容に関する事。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関する事。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関する事。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関する事。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関する事。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関する事。 5 その他要援護者の支援に関する事。	1～5 同左 6 要援護者の生活相談に関する事	1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関する事。 2～6 同左 7 応急仮設住宅への入居募集に関する事。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事。 9 被災者生活再建支援金に関する事。 10 義援金に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する こと。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の児童の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保育所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の児童の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。	1～8 同左	同左
遺体安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（神奈川県警察、医師会、歯科医師会）との調 整に関すること。	1～3 同左 4 引取人のいな い遺体の焼骨に 関すること。	同左
物資・ 輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。	1～4 同左 5 不足救援物資 等の把握に關す ること。	同左
神奈川 土木事務所 地区隊	1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ及び公園緑地の被害状況の把握に關 すること。 6 河川、下水道管きよ及び公園緑地に係る応急対策の立案 並びに実施に関すること。 7 工事箇所の保全に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に關する こと。	同左	同左
資源循環局 神奈川 事務所 地区隊	1 ふれあい収集利用者等の安否情報の収集と提供等に關 すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提 供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。	同左	同左
水道局鶴見 水道事務所 地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に 関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。	同左	同左

第3章 職員の配置・動員

動員対象となる全ての本市職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める任務分担に応じて、全力を持って災害応急対策に従事します。

第1節 職員配置計画

1 地震発生時の配備体制

本市職員は、市域に震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生（このほかに第3部第3章第2節の1「職員の動員」で定める事由が発生）したときは全員配備とします。

なお、震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したときは、関係局及び全区で警戒体制を確立し、被害情報等の収集活動を実施するとともに必要な体制を確保することとします。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

(1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。

なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。

(2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに、被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

(1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

(2) 各局及び被害が少ない区は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集します。

また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集システム等を用いて報告します。

(1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合。（気象庁発表）

(2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合。（気象庁発表）

※ 本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

2 動員区分及び動員先

(1) 前記1(1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

【区職員】

	動員区分	動員先
所属動員	所属する職場に動員するものであり、区長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定する。	所属する職場又は指定された地域防災拠点

【局職員】

動員区分		動員先	
		勤務時間内	勤務時間外
所属動員	<ul style="list-style-type: none"> ・所属する職場に動員するものであり、局長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定する。 ・各地域防災拠点に指定されている学校の連絡調整者のうち2名の教職員は拠点運営に従事する。 	所属する職場	
所属局内動員	環境創造局又は資源循環局の職員のうち、所属する職場又は各区の事務所等に動員するものであり、環境創造局長及び資源循環局長は、当該事務所等において発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定する。	所属する職場	環境創造局及び資源循環局の各区事務所等
所属外動員	区本部動員	区災害対策本部に動員する局職員	指定された区災害対策本部
	拠点動員	地域防災拠点に動員する局職員	指定された地域防災拠点の当該区災害対策本部 指定された地域防災拠点
	市本部動員	市災害対策本部（本部運営チーム）に動員する局職員	市災害対策本部（本部運営チーム）

3 津波警報及び大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

津波警報及び大津波警報が発表された場合の動員先は、第6部第3章第1節「津波警報等発表時の措置」に基づくものとします。

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

(1) 安全確保

自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。

(2) 参集時の服装及び携行品

応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。

(3) 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。

(4) 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用し、災害の規模、状況等を把握します。
- 3 社会的混乱の防止、市民生活の安定化、被災者の生活再建の促進を目的として、様々な媒体により広報等を行います。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 加入電話及び庁内電話
- (6) アマチュア無線
- (7) IP無線機
- (8) 地域BWA
- (9) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたさせます。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたさせることとします。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで、加入電話及び庁内電話、FAX、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報収集

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれがなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、対応状況の確認や事後の振り返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

(2) 関係機関への協力要請

回答を適切に行うために必要と認める時は、関係地方公共団体の長、消防機関、県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めます。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口で書面を提出することにより受け付けます。

なお、受付にあたっては、次の事項を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）を提出又は提示させます。

ただし、書面の提出によることができない場合は、市長が認める方法により本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付けます。

《安否情報について照会する者が明らかにする事項》

- ・ 照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- ・ 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ・ 照会をする理由

3 安否情報の回答

市民等から安否情報の照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮し、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、次の表に基づき可能な限り安否情報を回答するよう努めます。

安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）又は、職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とするところが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

4 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分に留意すべきことを職員に周知するなど、安否情報の管理を徹底する。また、安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとします。

第5節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、区民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進することを狙いとし、保有する様々な機能を活用して、被害情報、応急対策活動等の状況及び生活関連情報等を迅速・的確に広報します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は、消防局長に対し、消防局航空機（ヘリコプター）による広報を要請します。

1 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、地震概要、避難指示等に関する情報、応急対策活動等の状況、医療情報、地域防災拠点の開設状況、ライフライン等の被害・復旧状況、生活支援情報、死傷者・行方不明者の公表及びその他区民生活に必要なことについて広報を行います。

また、広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

(1) 広報車の活用

区本部長は、補助的な広報ツールとして、災害の状況に応じて利用します。

(2) 職員による広報

区本部長は、広報車の活動が不能な地域又は特別に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して広報を実施します。

(3) 地域防災拠点における広報

ア 地域防災拠点を避難者、住民に対する広報活動の拠点とします。

イ 避難生活に欠かせない生活支援情報等については、地域防災拠点を通して広報します。

ウ 校内放送、ハンドマイク、学校掲示板、チラシ及び災害情報に関する印刷物等を活用し避難者、住民に対して必要な情報を提供します。

エ 情報の提供にあたっては、警察、消防等との連携を図り、相互の情報を交換し、整理します。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の重要度に応じ市本部が行います。

第6節 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

(1) 区本部は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を設置し、問い合わせ、相談、要望に対応します。

(2) 区本部は、区役所及び地域防災拠点において、避難者の問い合わせ、相談、要望に対応します。

(3) 専門相談については、それぞれの市本部各部及び区本部で行います。

(4) 市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになったときは、状況に応じて、専門相談員による相談業務を順次開始します。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にFAX等で連絡します。（広聴相談課FAX 045-663-3433）

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し、市民からの問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 応急活動体制

1 応急活動の方針等

震災発生時に消防が行う災害応急活動は、人命の安全確保を最優先とし、その方針は次の通りとします。

(1) 活動の基本方針

ア 消火活動の優先

震災によって人命に対する多様な危険現象が複合的に発生しますが、最も被害を拡大するものは、二次的に発生する火災です。人命に対する被害を最も増幅する火災に対し、非常用消防車を含めたポンプ隊の運用及び消防団、企業自衛消防隊等との連携による火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

イ 人命の救助・救急活動

震災時には、火災の発生はもとより家屋の倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、鉄道、自動車等車両の衝突及び危険物、毒物・劇物の漏えいなどが複合して発生し、大規模な人身災害に発展することが予測されることから、人命の救助・救急活動を実施し、人命の安全確保に努めます。

ウ 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

(2) 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防機動二輪隊及び高所見張員等の手段を活用し、これらに基づき応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

(3) 関係機関等との連携

ア 警察・自衛隊・海上保安庁

救助事象等に対しては、現場において、それぞれの機関の指揮者間で活動区域、分担等の調整を行います。

イ 横浜建設業防災作業隊

救助活動に対しては、消防機関が指揮を担当します。

2 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域を優先とし、無線機等を活用して神奈川消防地区本部（神奈川消防署）と災害現場の情報共有を図り、消防団車両や資機材等を活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集及び出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動

(1) 消火活動の原則（震災消火活動の基本）

地震発生後の火災状況が消防力を下回るときは、消防隊等を集中させ一挙鎮圧を図り、火災状況が消防力を上回るときは、次の原則に基づき消火活動を実施します。

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先する。
2 消火有効地域優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、「消火有効区域」を優先する。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、ただし、不特定多数の者が出入りする防火対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行うこととする。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先する。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により、住民の安全確保を最優先とした延焼防止活動を実施する。

2 消防団の消火活動

(1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。

(2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。

(3) その他の消火活動は、団本部長又は消防地区本部長（神奈川消防署長）の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

(1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。

(2) 消火器、消火用水バケツ、消火資機材等を活用し、地域の初期消火活動を実施します。なお、火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止し速やかに避難します。消防機関が到着したら、火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

(3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

(1) 人命救助救急活動の原則

地震発生後、火災が多発している場合は、消防隊、救助隊は消火活動に従事し、救助・救急活動は、特装隊（ポンプなし）、救急隊等及び徒歩隊が次の原則により実施します。

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施する。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先する。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を優先する。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に実施します。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施します。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施します。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

車両隊は、消火活動を主体として行うことを原則とするが、火災が受持区域に発生していない場合で、家屋倒壊、がけ崩れ等により救助事象が発生した場合は、地震災害活動資機材等を活用して救助、救急活動を実施するほか、消防隊及び救急隊等が行う救助、救急活動に積極的に協力して実施します。

(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、「出火防止の呼びかけ」、「初期消火の実施」、「人命救出活動の実施」、「応急救護活動の実施」、「その他必要な事項」等を指導します。

さらに、災害の進展状況に応じた住民の避難誘導や消防隊及び車両隊との連携を保持した活動の協力を努めるほか、救出、救助活動は、関係機関及び地域住民と一体となった活動を考慮して実施します。

3 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

2 区役所の体制

- (1) 福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班及び市本部医療調整チームは、区本部庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく医療調整活動及び保健活動に関して指示、相談及び要望等を行うことができることとします。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から神奈川区内の医療関係団体や災害時救急病院などが参画する「神奈川区災害医療連絡会議」を設置し、情報共有を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、区本部医療調整班に集約され、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合については、医療・救護活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

(1) 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時救急病院や診療所、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行います。

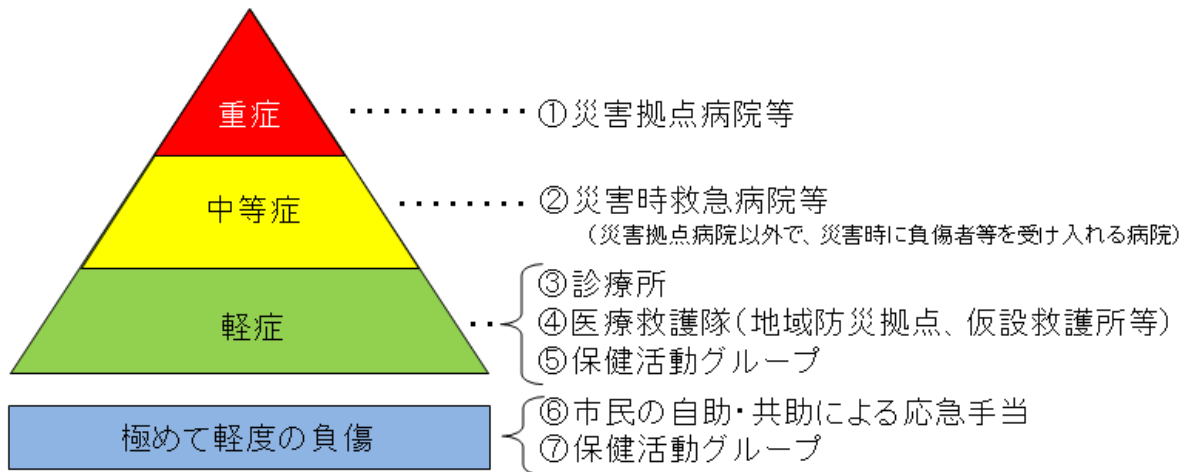
(2) 災害時救急病院（災害拠点病院以外で、災害時に負傷者等を受け入れる病院）

災害時救急病院は、診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行います。

(3) 診療所

負傷者等の受入れが可能な診療所は、軽症の負傷者等を中心に受入れを行います。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために横浜市共通の目印を掲出します。

重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ



※資料 11「市内災害拠点病院及び区内災害時救急病院一覧」参照

4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度 6 弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、震度 6 弱未満であっても、負傷者が多数発生し、応急救護が必要と認める場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の編成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき 1 隊 5 人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に編成します。

医師	看護職（※ 1）	薬剤師	業務調整員（※ 2）
1～2 人	1～2 人	1 人	1 人

※ 1 本計画における看護職とは、看護師及び准看護師を指します。

※ 2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域には集中的に医療救護隊を派遣します。

(4) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チーム等と連携を図り、支援を行います。

5 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	
	1～2人	1～3人	
必要に応じて歯科技工士等を加えます。			

6 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や休日急患診療所及び、区役所に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。なお、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、本市と協定を締結している横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市医療調整チームに報告します。

第3節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受信・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会を通じて、地域における情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

(3) 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受け入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。

第4節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第5節 生活衛生

区本部長は、健康福祉局長(健康安全班、動物愛護センター班)及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地、避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。特に、避難場所においては運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努めます。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地、避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

4 動物の保護収容

- (1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援本部との連携により実施します。
- (2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。
- (3) 負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個を健康福祉局（動物愛護センター他）、区本部衛生班及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び区本部衛生班では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

防災コラム6

～ペット同行避難～

震災発生直後に飼い主とペットが離れてしまうと、被災した飼い主の不安が大きくなるばかりでなく、ペットの保護に多大な労力・時間がかかり、ペットの放浪や徘徊による人への危害発生・生活環境の悪化など様々な問題が生じます。災害発生時には飼い主が飼育しているペットと共に避難行動をすることで、これらの問題を防ぎます。

しかし、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場所であり、他の避難者に迷惑をかけないようにすること、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮する必要があります。そのため、ペットの一時飼育場所を設定し、人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離する等、各避難所の実情に応じたペット対策をすることが必要です。

加えて、飼い主は、拠点の責任者や他の避難者の理解が得られるよう、拠点で定められたルールを守り、責任を持ってペットの飼育管理を行わなくてはなりません。



〈地域防災拠点でのペット同行避難実施状況〉

第7章 応援派遣等の対応

第1節 広域応援活動拠点

防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点となる施設は、原則として次の表のとおりとします。

なお、大規模震災災害派遣命令に基づく派遣における、師団規模の部隊の活動拠点は、三ツ沢公園、県立保土ヶ谷公園及び根岸森林公園のいずれかとし、次の表にある使用可能な広域応援活動拠点を前進拠点として活用します。

広域応援活動拠点（神奈川区及び隣接区のみ表示）		
三ツ沢公園（神奈川区）	県立光陵高校（保土ヶ谷区）	県立保土ヶ谷公園（保土ヶ谷区）
県立新羽高校（港北区）	県立白山高校（緑区）	県立霧が丘高校（緑区）

※活動拠点として使用しない場合は、避難所や物資集積所等として活用します。

※（ ）内は施設の所在区。必要に応じて周辺区の広域応援活動拠点とします。

第2節 他都市応援職員等の受入体制

区本部長は、他都市応援職員等を円滑に受け入れるほか、効率的な応援活動を行うため、待機場所として区内に1箇所以上の施設を指定します。神奈川区では、横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センターを指定しています。

第8章 被災者等の避難者対策

第1節 避難計画

1 避難指示

(1) 基準

避難指示及び屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置の指示は、地震発生後の災害の拡大により住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

(2) 避難指示等の実施者及び実施方法等

住民への避難指示等は、避難指示等判断・伝達マニュアルに基づき、区本部を構成する職員（区本部職員、神奈川土木事務所地区隊、神奈川消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難指示等の公示、ツイッター、ホームページ、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。また市本部により、津波警報伝達システム、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して伝達されます。

(3) 避難指示等の報告

ア 区本部長が避難指示等を実施した場合

区本部長は、避難指示等を実施したときは、市本部に対し、避難指示の実施日時や対象区域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告します。(解除のときも同様に報告します。)

イ 関係機関等への連絡

避難指示等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難指示等の解除

区本部長は、避難指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

(1) 区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

(2) 本市以外の機関が行う避難の指示等の実施は、災害対策基本法第60条、第61条、警察官職務執行法第4条及び自衛隊法第94条等の規定に基づき行います。

なお、この場合、避難、立退き等を指示した場合、直ちにその旨を市長に通知します。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受け入れを行います。

なお、身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応します。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 公的避難場所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

イ 補充的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを行います。

(2) 避難・受入割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難者

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という。）及び地域防災拠点などの公的避難所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難所（車中泊避難を含む、以下「任意の避難所」という。）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 運営委員会、自治会・町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、運営委員会、自治会・町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、運営委員会、自治会・町内会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（概ね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

なお、統合の際には、普通教室の避難者に体育館へ移動してもらうなど、学校の教育再開に配慮します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断し、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

区本部及び運営委員会は、被災者の避難・受入れに従事する教職員が「児童生徒の安全確保」や「教育の早期再開」等本来の業務に復帰できるよう、被害状況を踏まえつつ、避難者受入体制を可能な限り早期に整備します。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や運営委員会委員との連携を図り、児童・生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、学校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。ただし、該当者が学級担任などで、児童生徒の安否確認等の優先業務を行う場合は、教職員の参集状況に応じて、学校長等が、他の教職員へ避難支援班業務の引継ぎを指示します。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水・食料・生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難者、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

(1) 運営委員会

運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定・運営支援、避難所の安全性の確保、避難者名簿の管理、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設及び運営支援など

(2) 避難生活の維持・管理

運営委員会は、安全かつ秩序ある避難所運営の維持に努めます。

運営委員会の主な活動は、次のとおりとします。

- ア 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て
- イ 負傷者の応急手当及び医療機関への誘導
- ウ 防災資機材等を活用した救出・救助
- エ 負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
- オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生
- カ 備蓄食料、救援物資等の配布及び炊き出し
- キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達
- ク 公的避難所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付
- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受入調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

(3) 災害時要援護者等への配慮

災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行わなければなりません。本防災計画のすべての事項を通して人権尊重の視点を取り入れます。

女性、災害時要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目は次のとおりです。

女性	<ol style="list-style-type: none"> 1 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） 2 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 3 トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） 4 プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5 女性用物資の女性による配布 6 妊婦に対する配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見目で妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ol style="list-style-type: none"> 1 授乳スペースの確保 2 泣き声への対応（専用スペースの確保等） 3 子どものプレイルームや学習スペースの確保 4 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症等への配慮 2 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 3 オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） 4 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害の特性に配慮したスペースの確保 2 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） 3 福祉用具などのニーズの把握
外国人	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） 2 通訳ボランティアの確保 3 日本人との生活習慣の違いへの配慮
性的少数者	<ol style="list-style-type: none"> 1 性的少数者のニーズに応じた設備面、運営面での配慮
感染症患者等	<ol style="list-style-type: none"> 1 インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保 2 地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 3 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 4 流行している感染症に合わせた対策の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

(4) 附帯設備の活用

ア 教室

(7) 避難者の生活スペースとして使う場所は、体育館、教室の順とし、職員室、校長室、保健室は使用しません。

(4) 運営委員会は、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめ概ね3教室を確保し、利用します。(建物の被害状況等により柔軟に対応。)

イ 学校に整備されている次のような施設は、運営委員会が有効に活用します。

(7) 保健室

学校職員は保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態に整えます。その際、教育再開時に必要な物品(児童生徒のための備品や書類など)があれば、別途保管します。

運営委員会は、保健室において傷の清拭、消毒、ガーゼ・包帯等での応急処置を行います。また、医療救護隊が定点診療や巡回診療を行う際には、医療活動スペースとしても活用します。

ただし、中等症以上の傷病者等については、災害時救急病院等へ搬送します。

(4) 給食室・家庭科室

給食室は、学校給食の実施に支障のない範囲で、被災市民の援助に有効活用します。家庭科室も同様とします。

(4) トイレ

使用可能な場合は、仮設トイレに優先します。また、多目的トイレが整備されている場合は、女性、乳幼児、高齢者、障害者等が、優先的に利用します。

(4) プールの水

防火用水、トイレ用水等に利用します。

～車中泊避難～

平成28年4月に発生した熊本地震では、余震多発による在宅避難の不安等から多くの車中泊避難者が発生しました。

車中泊避難者に対しては、行政からの情報提供や避難者の把握も課題となりました。これに伴い、本市では車中泊避難の発生抑制及び早期解消について取り組むこととし、横浜市防災計画【震災対策編】に反映しています。

【横浜市防災計画震災対策編2021 P133より抜粋】

災害時に自動車内に避難（以下「車中泊避難」という。）した被災者に関しては、その避難場所や避難者の規模の事前予測が困難なうえ、エコノミークラス症候群等による健康面への影響が懸念されます。

また、地域防災拠点が開設される市立学校等の校庭において車中泊避難者が発生した場合、地域防災拠点の避難者の生活支援に支障が生じる恐れもあります。

そのため、本市では、平常時から車中泊避難の発生予防や、発生した場合の早期解消に向けた周知・啓発を行います。

1 地域防災拠点の役割及び運営についての周知・啓発

車中泊避難が発生した場合の、避難者の把握及び早期解消を目的とし、地域防災拠点の役割（指定避難所、情報受伝達及び物資供給拠点）と、その運営の基本（地域住民の相互扶助による運営）について、周知・啓発していきます。

2 健康被害に関する周知・啓発

車中泊避難による健康被害（エコノミークラス症候群の予防対策等）について周知・啓発します。



5 補足的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補足的な避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設

市立高校、避難所未指定の小中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それらの学校においては、発災時の教職員の体制づくり、備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進委員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉局各班（福祉施設担当）等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会、地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。
また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 障害に応じた配慮・支援の実施
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員及び地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、神奈川区区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等（入所、通所型）

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受け入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員と区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受け入れの決定

福祉避難所での受け入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。その際要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し受け入れ施設を決定します。

(1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。

(2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受け入れにあたっては、緊急入所によるものとします。

(3) 通所型の社会福祉施設等、市民利用施設等は、福祉避難所としての受け入れを行います。

(4) 神奈川区内の施設だけでは、受け入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受け入れ施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地区センター（区本部支援施設となった施設を除く）、地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設

第9章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報の収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

1 危険防止及び混雑緩和の措置

被害状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者等と協力して危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を実施します。

2 交通規制の実施

交通規制は被害規模や地域道路状況等によって、被災地等の流入抑制、緊急交通確保を目的として弾力的に実施します。

3 交通情報の収集・広報活動

交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官及び関係機関等から交通情報を収集し、交通規制の内容について、積極的に広報を行い、運転者や地域住民等に周知します。

第10章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、神奈川土木事務所地区隊に被害状況を報告します。神奈川土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

神奈川土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局（情報収集班）及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

神奈川土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察、消防等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則2車線の通行帯を確保します。

2 緊急交通路指定想定路

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が国道1号、国道15号、環状2号線等を指定しています。

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し、又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

2 燃料の確保

燃料の確保が困難な場合、総務局長が「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策に使用する車両については、警察、検問所、警察本部交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれかにおいて、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けておくこととします。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を県警察、横浜海上保安部、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点における聞き取りを行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

(1) 区本部長は、防災関係機関、町の防災組織、運営委員会等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方活動（警備、交通整理、広報等）を行います。

(2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、各種協定等に基づき必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応します。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する県警とあらかじめ協議し実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗の進行が早い高温多湿な時期の震災の発生も想定し、遺体を十分に保存できる環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所では、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

市は、スポーツセンターをあらかじめ遺体安置所として指定します。区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を行います。	神奈川スポーツセンター

(3) 開設・運営

ア 多数の遺体が生じることが想定される場合は、市本部、警察と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所運営マニュアルを整備します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部遺体取扱チームで一元的に管理し、区民や各遺体安置所への情報提供を実施します。

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場での遺体発見の情報について、直ちに所轄の警察署又は直近の警察官に通報します。

(2) 遺体の搬送

捜索により収容された遺体は警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとり、納棺します。

(4) 身元確認と遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認及び身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は身元不明遺体について、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定及び広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し、確定します。遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報にあたっては、上記の共有情報を基に警察と協議のうえ、統一的行います。

4 火葬

(1) 区本部長は、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、一般社団法人全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。

(2) 応急的な火・埋葬

区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災し、管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後は、管路の応急復旧や耐震管路の先端に整備した緊急給水栓からの給水により、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。

項目	給水分担及び方法
水道局が行う 応急給水	(1) 配水池 (2) 災害用地下給水タンク (3) 緊急給水栓 (4) 耐震給水栓
区本部が行う 応急給水	(1) 備蓄している水缶詰の配布 (2) 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水 (3) 災害用地下給水タンクに応急給水装置の設置・運用を行う市民への支援 (4) 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布 (5) 応急給水実施場所の案内 (6) ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整 (住民、ボランティアへの応援依頼) (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水 (生活用水として使用するが、飲用は不可)

第2節 物資の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った場合又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して、速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難所等の被災者のニーズの把握又は区本部、避難所等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難所等に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部物資チームに要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、おおむね次のとおりです。

(1) 避難所の被災者

(2) 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者

(3) 旅行者、滞在者

(4) 災害応急対策に従事する者

(5) その他区本部長が必要と認める者

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

区民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 方面別備蓄庫等からの供給

地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部物資チームは、協定に基づく物流業者に方面別備蓄庫等の物資等の輸送を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

物資の配付は、被災者と相互に協力し、優先順位の基本は、次のとおりとします。

ア 要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども

イ 地域防災拠点の避難者

ウ 任意の避難所の避難者及び在宅被災生活者

エ その他（帰宅困難者等）

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な品目・数量を把握の上で、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）等から市が締結した協定に基づき、店頭在庫を優先的に調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

区本部長は、区集配拠点の被災状況を確認のうえ、開設します。また、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て物資の受入・配分を実施するとともに、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

区集配拠点 (二次集配拠点)	神奈川公会堂	富家町1-3
-------------------	--------	--------

第13章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

(1) し尿

地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

ア 日々の生活から発生するごみ

(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど)

イ 使用済みトイレパック等

(3) 路上廃棄物

発災後の道路啓開に伴う廃棄物

(4) 片付けごみ

被災した建築物内の片付けで発生するごみ

(被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類)

(5) 災害がれき

災害により損傷した家庭・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物（木くず・コンクリート片、金属くずなど）

(6) 津波堆積物

津波によって漂着した製品等や汚泥等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「生活ごみ」等とは区別して、収集します。

なお、災害がれき、津波堆積物の処理はそれぞれ復旧期、応急復興期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ・し尿対策

1 トイレ対策

(1) 域防災拠点における対応

ア 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

イ 備蓄仮設トイレの設置及び使用

(ア) 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレを利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、下水直結式を優先して利用します。

(イ) 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

(ウ) 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。

(エ) 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし、利用します。

また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。

(オ) 備蓄仮設トイレは運営委員会が組み立て、設置します。

ウ 仮設レンタルトイレの配置

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を市本部物資チームに報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から市本部物資チームに連絡します。

(2) 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

(3) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

(4) 仮設トイレの管理

ア 仮設トイレの清掃管理は運営委員会が行います。

イ 運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

2 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は2週間停止します。

第3節 家庭系ごみ対策

発災直後は、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を基本としますが、発災から72時間までには、収集体制を整え順次収集業務を開始します。

1 発災後の対応（収集段階）

(1) 家庭系ごみの収集

ごみの分別については、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とし、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集します。

(2) 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童・生徒の安全確認及び被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 児童生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めが交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。

イ 夜間・休日などの時間帯に発災した場合、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動は、「児童・生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校・義務教育学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。

また、避難場所に、保護者が引き取りに来るまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開に向けた対応

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難所が引き続き開設されている場合は、学校の教育再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

第15章 公共施設等の応急対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに点検、出火防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに、初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握及び報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市・区本部に報告します。

(4) 施設の点検基準

ア 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無

イ 建築設備（機械設備・電気設備通信・放送設備）の機能点検、使用停止する設備（エレベーター／冷暖房／その他必要以外の電気・機械の運転）

ウ 受水槽等の貯水確認

受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保します。

エ 消防用設備等の点検・確認

防火戸、火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、避難設備など消防用設備の機能点検を実施します。

オ 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

停電に備えて自家発電設備や可搬式発動発電機の点検・整備を実施します。

3 本計画等に基づく運用の準備

市防災計画や区防災計画等により、発災時の応急活動の拠点等として位置づけられている施設の管理責任者は、速やかに本計画等に基づき運用するために必要な措置を講じます。

ただし、施設の機能に支障が生じているときは、直ちに市本部（施設管理部局）及び区本部にその旨を報告します。

第2節 土木施設の応急対応

神奈川区土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。